

新型コロナウイルス感染症で宿泊療養中の方へ

投票の手続について

特例郵便等投票をするために投票用紙および投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を送付いただく必要があります。

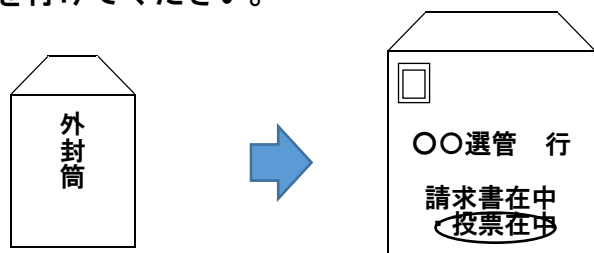
- ①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名（※）を記載してください。
※参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者一人の氏名または一の参議院名簿届出政党等の名称もしくは略称一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いや、除菌用ウェットティッシュでの手指消毒をお願いします。
また、出来る限りマスクをつけ、使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、さらに外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日と場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



- ③外封筒を、さらに市町選挙管理委員会あて送付用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



- ④送付用封筒を、さらに市町選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケースに封入し、表面を除菌用ウェットティッシュで拭いて消毒してください。その上で、宿泊療養施設の職員に投かんを依頼してください（7月9日（土）正午までに、宿泊療養施設の職員にお渡しください。）。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケースに入れて郵送するよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。